

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針の解説の一部を改正案新旧対照表

(下線部分は改正部分)

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（解説）	
改正案	現行
<p>(適正な取得)</p> <p>第七条 受信者情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により放送受信者等の個人情報を取得してはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>【趣旨】</p> <p>第七条は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報を取得する際に、偽りその他不正の手段によることを禁止する旨を規定する。</p> <p>放送受信者等の個人情報は、放送受信者等の権利利益に関わる情報であることから、その取得の手段において適正性を確保することで、放送受信者等の権利利益が侵害されないようにしようとする規定である。</p> <p><u>また、受信者情報取扱事業者は、第三者からの提供（個人情報保護法第二十三条第一項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、放送受信者等の個人情報（個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。）第二条第二号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（個人情報保護法第二十三条第二項・第三項参照）、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、提供元における当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。</u></p>	<p>(適正な取得)</p> <p>第七条 受信者情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により放送受信者等の個人情報を取得してはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>【趣旨】</p> <p>第七条は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報を取得する際に、偽りその他不正の手段によることを禁止する旨を規定する。</p> <p>放送受信者等の個人情報は、放送受信者等の権利利益に関わる情報であることから、その取得の手段において適正性を確保することで、放送受信者等の権利利益が侵害されないようにしようとする規定である。</p>

第七条の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第十七条の規定に対応するものである。

(安全管理措置)

第十条 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の放送受信者等の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理責任者)

第十一条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、放送受信者等の個人情報の管理に関する責任者を置かなければならない。

(安全管理規程)

第十二条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、安全管理のための基本的な事項を定めた安全管理規程を作成しなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、前項の安全管理規程について、見直しを行わなければならない。

【趣旨】

第十条から第十二条までの規定は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの漏えい等が起こらないよう、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない旨について規定する。

第七条の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第十七条の規定に対応するものである。

(安全管理措置)

第十条 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の放送受信者等の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理責任者)

第十一条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、放送受信者等の個人情報の管理に関する責任者を置かなければならない。

(安全管理規程)

第十二条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、安全管理のための基本的な事項を定めた安全管理規程を作成しなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、前項の安全管理規程について、見直しを行わなければならない。

第十三条～第十四条 (略)

【趣旨】

第十条から第十四条までの規定は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの漏えい等が起こらないよう、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない旨及び受信者情報取扱事業者が自ら行うべき具体的な措置内容について規定する。(受信者情報取

なお、例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿や不特定多数者がインターネットを通じて随時に閲覧可能な名簿で、いずれも受信者情報取扱事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書裁断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、受信者情報取扱事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

- (1) 第十条は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの漏えい等が起こらないよう、また起こった場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮した、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない旨を規定する。第十一条から第十七条の規定は第十条の基本規定の具体化とも言え、このうち第十一条から第十四条及び第十六条は、受信者情報取扱事業者が自ら講ずべき措置について規定し、その他の条項は、受信者情報取扱事業者が従業者や委託先の監督として講ずべき措置について規定する。
- (2) 第十一条は、受信者情報取扱事業者が、その組織内に放送受信者等の個人情報の管理に関する責任者（以下「個人情報保護管理者」という。）を置かなければならない旨を規定する。第十二条から第十七条に規定する具体的な安全管理に関する事項に関して行われる管理について、責任体制を確保することが求められている。
- (3) 第十二条は、受信者情報取扱事業者が、安全管理のための基本的な事項を定めた安全管理規程を定めなければならない旨を規定し、又、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、安全管理規程について見直しを行わなければならない旨を規定する。組織内において安全管理のために具体的に何をやればよくて何をやってはいけないかが明示されることが求められ、更に、社会経済情勢の変化に応じて予想される情報取扱方法の変化や不正アクセス等の態様の変化等にも柔軟に対処して

扱事業者が自ら行うべき措置に関する規定としては、この他に、第十六条の規定がある。）

なお、例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿や不特定多数者がインターネットを通じて随時に閲覧可能な名簿で、いずれも受信者情報取扱事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書裁断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、受信者情報取扱事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

- (1) 第十条は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの漏えい等が起こらないよう、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない旨を規定する。第十一条から第十七条の規定は第十条の基本規定の具体化とも言え、このうち第十一条から第十四条及び第十六条は、受信者情報取扱事業者が自ら講ずべき措置について規定し、その他の条項は、受信者情報取扱事業者が従業者や委託先の監督として講ずべき措置について規定する。
- (2) 第十一条は、受信者情報取扱事業者が、その組織内に放送受信者等の個人情報の管理に関する責任者を置かなければならない旨を規定する。第十二条から第十七条に規定する具体的な安全管理に関する事項に関して行われる管理について、責任体制を確保することが求められている。
- (3) 第十二条は、受信者情報取扱事業者が、安全管理のための基本的な事項を定めた安全管理規程を定めなければならない旨を規定し、又、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、安全管理規程について見直しを行わなければならない旨を規定する。組織内において安全管理のために具体的に何をやればよくて何をやってはいけないかが明示されることが求められ、更に、社会経済情勢の変化に応じて予想される情報取扱方法の変化や不正アクセス等の態様の変化等にも柔軟に対処して

いけるように、規程を定期的に見直し、安全管理の十全性に努めることが求められている。

以上は、安全管理面での不備により個人情報の漏えい等が生じることで本人の権利利益が侵害されるようなことが生じないようにしようとする規定である。

以上の規定のいずれかに違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

以上の規定は、個人情報保護法第二十条の規定に対応するものである。個人情報保護法第七条の規定を受けて決定された個人情報保護基本方針6(1)③においても、個人情報の安全管理について、事業者の内部における責任体制を確保するための仕組みの整備について方針が決められており、本規定は、これにも対応するものである。

いけるように、規程を定期的に見直し、安全管理の十全性に努めることが求められている。

(4)～(5) (略)

以上は、安全管理面での不備により個人情報の漏えい等が生じることで本人の権利利益が侵害されるようなことが生じないようにしようとする規定である。

以上の規定のうち第十条から第十三条までの規定のいずれかに違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。第十四条の規定に関しては、対応が甚しく杜撰な場合に、上記処分等の対象とすることについて考慮される。

以上の規定は、個人情報保護法第二十条の規定に対応するものである。個人情報保護法第七条の規定を受けて決定された個人情報保護基本方針6(1)③においても、個人情報の安全管理について、事業者の内部における責任体制を確保するための仕組みの整備について方針が決められており、本規定は、これにも対応するものである。

(取扱いの管理)

第十三条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、放送受信者等の個人データの取扱いの管理に関して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 放送受信者等の個人データの記録された物を保管する場所への出入りの管理（当該出入りを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定を含む。）
- 二 放送受信者等の個人データ（個人情報データベース（個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを

第十条～第十二条 (略)

(取扱いの管理)

第十三条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、放送受信者等の個人データの取扱いの管理に関して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 放送受信者等の個人データの記録された物を保管する場所への出入りの管理（当該出入りを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定を含む。）
- 二 放送受信者等の個人データ（個人情報データベース（個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを

いう。以下この条において同じ。)を構成するものに限る。)に係るアクセス(電子計算機を作動させ、情報の利用をし得る状態にさせることをいう。以下この条において同じ。)を行うための電子計算機の利用の管理

三 前二号の場所からの個人データの記録された物の持出しの管理(当該持出しの方法の限定を含む。)

四 放送受信者等の個人データ(個人情報データベースを構成するものに限る。)に係るアクセスの管理(当該アクセスを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定、当該アクセスを行おうとする者が当該権限を有する者であることの確認及び当該アクセスの記録の保管を含む。)

五 放送受信者等の個人データの記録された物の紛失、盗難及び毀損を防止するために必要な措置

六 放送受信者等の個人データ(個人情報データベースを構成するものに限る。)に係る電気通信回線を通じた不正なアクセスを防止するために必要な措置

【趣旨】

第十三条は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの漏えい等が起こらないよう、受信者情報取扱事業者が自ら行うべき具体的な措置内容について規定する。(受信者情報取扱事業者が自ら行うべき措置に関する規定としては、この他に、第十六条の規定がある。)

いう。以下この条において同じ。)を構成するものに限る。)に係るアクセス(電子計算機を作動させ、情報の利用をし得る状態にさせることをいう。以下この条において同じ。)を行うための電子計算機の利用の管理

三 前二号の場所からの個人データの記録された物の持出しの管理(当該持出しの方法の限定を含む。)

四 放送受信者等の個人データ(個人情報データベースを構成するものに限る。)に係るアクセスの管理(当該アクセスを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定、当該アクセスを行おうとする者が当該権限を有する者であることの確認及び当該アクセスの記録の保管を含む。)

五 放送受信者等の個人データの記録された物の紛失、盗難及び毀損を防止するために必要な措置

六 放送受信者等の個人データ(個人情報データベースを構成するものに限る。)に係る電気通信回線を通じた不正なアクセスを防止するために必要な措置

第十四条 (略)

【趣旨】

第十条から第十四条までの規定は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの漏えい等が起こらないよう、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない旨及び受信者情報取扱事業者が自ら行うべき具体的な措置内容について規定する。(受信者情報取扱事業者が自ら行うべき措置に関する規定としては、この他に、第十六条の規定がある。)

なお、例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿や不特定多数者がインターネットを通じて随時に閲覧可能な名簿で、いずれも受信者情報取扱事業者において全く加工をしていないものについては、個

本規定では、放送受信者等の個人データの管理において、具体的に求められる措置として、次の措置を挙げている。

- ① 個人データを記録する物を保管する場所への出入りの管理（出入りの権限が付与される者の限定を含む。）

例えば、サーバ、磁気テープ、磁気ディスク、プリントアウトといったような、個人データを記録する物を保管する場所への出入りについて、例えば、入退室者を記録する、モニターカメラで監視するといったような方法により、管理することを求める。

この中では、例えば、鍵を与える者を限定するといったような方法により、出入りができる者の限定が行われなければならない。

- ② 放送受信者等の個人データに係るアクセスを行うための端末装置の利用の管理

個人データへのアクセスを行う端末装置の利用について、例えば、公衆の出入りする場所に設置せず、責任者あるいはその意を受けた者の監視下に常に置く等、第三者が容易に操作したり、持ち去ったりすることができないような措置を講ずるといったような方法により、管理することを求める。

- ③ 上記の場所からの個人データを記録する物の持出しの管理（持出しの方法の限定を含む。）

上記の場所から個人データを記録する物を持ち出すことについて、例えば、持出し自体を禁止したり、個人データを記録するハードディスクを収めたコンピュータを譲渡する際にはそのハードディスクを破棄することとするといったような方法により、管理することを求める。

人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書裁断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、受信者情報取扱事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第十三条では、放送受信者等の個人データの管理において、具体的に求められる措置として、次の措置を挙げている。

- ① 個人データを記録する物を保管する場所への出入りの管理（出入りの権限が付与される者の限定を含む。）

例えば、サーバ、磁気テープ、磁気ディスク、プリントアウトといったような、個人データを記録する物を保管する場所への出入りについて、例えば、入退室者を記録する、モニターカメラで監視するといったような方法により、管理することを求める。

この中では、例えば、鍵を与える者を限定するといったような方法により、出入りができる者の限定が行われなければならない。

- ② 放送受信者等の個人データに係るアクセスを行うための端末装置の利用の管理

個人データへのアクセスを行う端末装置の利用について、例えば、公衆の出入りする場所に設置せず、責任者あるいはその意を受けた者の監視下に常に置く等、第三者が容易に操作したり、持ち去ったりすることができないような措置を講ずるといったような方法により、管理することを求める。

- ③ 上記の場所からの個人データを記録する物の持出しの管理（持出しの方法の限定を含む。）

上記の場所から個人データを記録する物を持ち出すことについて、例えば、持出し自体を禁止したり、個人データを記録するハードディスクを収めたコンピュータを譲渡する際にはそのハードディスクを破棄することとするといったような方法により、管理することを求める。

この中では、例えば、メールへの添付や記憶媒体への複写を禁止するといったような方法により、持出しの方法の限定が行われなければならない。

- ④ 放送受信者等の個人データに係るアクセスの管理（アクセス権限が付与される者の限定、アクセスを行う者が権限を付与される者であることを確認する認証、アクセスログの保管を含む。）

個人データへのアクセスについて管理することを求める。

この中では、1) アクセスができる権限を付与される者を限定すること、2) 例えば、適切に更新されたパスワードによる認証や生体認証といったような方法を用いて、アクセスをしようとする者が現にアクセス権限が付与されている者であることを確認する認証を行うこと、3) 実際に行われたアクセスが記録されたログを保管することが行われなければならない。

- ⑤ 放送受信者等の個人データの記録された物の紛失、盗難及び毀損を防止するために必要な措置
- ⑥ 放送受信者等の個人データへの不正なアクセス等を防止するために必要な措置

例えば、不正なアクセスを検出・遮断する機能を持つソフトウェア・ハードウェアを組み込んだシステムを設定するといったような方法により、外部から電気通信回線設備等を経由して行われる不正なアクセスを防止するために必要な措置を求める。

また、上記に加え、受信者情報取扱事業者が受信者情報取扱事業者の内部又は外部からの不正行為による放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又は毀損を防止するために、次のような措置を講ずることが望ましい。

- ① 責任の所在を明確化するための措置

例えば、個人データの安全管理の実施及び運用に関する責任及び権限を有する個人情報保護管理者の設置、事業者内の個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う部署や合議制委員会の設置等が

この中では、例えば、メールへの添付や記憶媒体への複写を禁止するといったような方法により、持出しの方法の限定が行われなければならない。

- ④ 放送受信者等の個人データに係るアクセスの管理（アクセス権限が付与される者の限定、アクセスを行う者が権限を付与される者であることを確認する認証、アクセスログの保管を含む。）

個人データへのアクセスについて管理することを求める。

この中では、1) アクセスができる権限を付与される者を限定すること、2) 例えば、適切に更新されたパスワードによる認証や生体認証といったような方法を用いて、アクセスをしようとする者が現にアクセス権限が付与されている者であることを確認する認証を行うこと、3) 実際に行われたアクセスが記録されたログを保管することが行われなければならない。

- ⑤ 放送受信者等の個人データの記録された物の紛失、盗難及び毀損を防止するために必要な措置
- ⑥ 放送受信者等の個人データへの不正なアクセスを防止するために必要な措置

例えば、不正なアクセスを検出・遮断する機能を持つソフトウェア・ハードウェアを組み込んだシステムを設定するといったような方法により、外部から電気通信回線設備等を経由して行われる不正なアクセスを防止するために必要な措置を求める。

(5) (略)

挙げられる。

② 新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備

例えば、個人情報保護対策及び最新の技術動向を踏まえた情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者による事業者内の対応の確認（必要に応じ、外部の知見を有する者を活用し確認させることを含む。）等が挙げられる。

③ 放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又は毀損に早期に対処するための体制整備

例えば、漏えい等が発生した場合又は発生のおそれがある場合の連絡体制の整備等が挙げられる。

④ 不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定

例えば、スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新への対応等が挙げられる。

⑤ 入館（室）者による不正行為の防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施

例えば、入退館（室）の記録の保存等が挙げられる。

⑥ 盗難等の防止のための措置

例えば、カメラによる撮影や作業への立ち会い等による記録又はモニタリングの実施、記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止又は検査の実施等が挙げられる。

⑦ 情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置

例えば、個人データへのアクセスにおける識別と認証やアクセス制御、アクセス権限の管理、アクセスや操作の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認等が挙げられる。

本規定は、安全管理面での不備により個人情報の漏えい等が生じることで本人の権利利益が侵害されるようなことが生じないようにしようとする規定である。

以上は、安全管理面での不備により個人情報の漏えい等が生じることで本人の権利利益が侵害されるようなことが生じないようにしようとする規定である。

本規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第二十条の規定に対応するものである。個人情報保護法第七条の規定を受けて決定された個人情報保護基本方針6(1)⑤においても、安全管理措置の程度について方針が決められており、本規定は、これにも対応するものである。

以上の規定のうち第十条から第十三条までの規定のいずれかに違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。第十四条の規定に関しては、対応が甚しく杜撰な場合に、上記処分等の対象とすることについて考慮される。

以上の規定は、個人情報保護法第二十条の規定に対応するものである。個人情報保護法第七条の規定を受けて決定された個人情報保護基本方針6(1)③においても、個人情報の安全管理について、事業者の内部における責任体制を確保するための仕組みの整備について方針が決められており、本規定は、これにも対応するものである。

(視聴履歴等の管理)

第十四条 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴（個人データであるものに限る。次項及び第十九条第二項において同じ。）又は口座番号等（個人データであるものに限る。次項及び第十九条第二項において同じ。）の記録された物を郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第二項に規定する信書便をいう。）によって発送する場合には、当該物を封入する方法その他の当該物が送達されるまでの間当該視聴履歴又は口座番号等を見ることができないようにする方法により行うよう努めなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴又は口座番号等を電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下この項及び第十七条の二において同じ。）を用いて発信しようとする場合には、暗号を用いた方法その他の通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにする方法により行

第十条～第十三条（略）

(視聴履歴等の管理)

第十四条 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴（個人データであるものに限る。次項及び第十九条第二項において同じ。）又は口座番号等（個人データであるものに限る。次項及び第十九条第二項において同じ。）の記録された物を郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第二項に規定する信書便をいう。）によって発送する場合には、当該物を封入する方法その他の当該物が送達されるまでの間当該視聴履歴又は口座番号等を見ることができないようにする方法により行うよう努めなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴又は口座番号等を電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下この項及び第十七条の二において同じ。）を用いて発信しようとする場合には、暗号を用いた方法その他の通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにする方法により行

うよう努めなければならない。ただし、当該発信の場所と当該視聴履歴又は当該口座番号等の着信の場所との間を接続する全ての電気通信回線設備が特定の者に専用されるものであるときは、この限りでない。

【趣旨】

第十四条は、その漏えい等が放送の視聴者に大きな権利利益侵害をもたらしかねない、視聴履歴（放送の視聴者が視聴した放送の内容を特定することができる個人データ）及び預金口座・貯金口座の口座番号、クレジットカード番号等（放送受信者等の口座を特定することができる個人データ）の管理方法について規定し、これらを建物等の外に送るに際しては、個人データの内容を第三者が見ることができないように、

- ① 郵便又は信書便により発送する場合には、個人データを記録する物を封入する（外部から識別できないように、例えば、封筒に収めたり、シールを貼付したりする）等の方法により、

うよう努めなければならない。ただし、当該発信の場所と当該視聴履歴又は当該口座番号等の着信の場所との間を接続する全ての電気通信回線設備が特定の者に専用されるものであるときは、この限りでない。

【趣旨】

第十条から第十四条までの規定は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの漏えい等が起こらないよう、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない旨及び受信者情報取扱事業者が自ら行うべき具体的な措置内容について規定する。（受信者情報取扱事業者が自ら行うべき措置に関する規定としては、この他に、第十六条の規定がある。）

なお、例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿や不特定多数者がインターネットを通じて随時に閲覧可能な名簿で、いずれも受信者情報取扱事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書裁断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、受信者情報取扱事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

（１）～（４）（略）

（５）第十四条は、その漏えい等が放送の視聴者に大きな権利利益侵害をもたらしかねない、視聴履歴（放送の視聴者が視聴した放送の内容を特定することができる個人データ）及び預金口座・貯金口座の口座番号、クレジットカード番号等（放送受信者等の口座を特定することができる個人データ）の管理方法について規定し、これらを建物等の外に送るに際しては、個人データの内容を第三者が見ることができないように、

- ① 郵便又は信書便により発送する場合には、個人データを記録する物を封入する（外部から識別できないように、例えば、封筒に収めたり、シールを貼付したりする）等の方法により、

<p>② 公衆網により伝送する場合には、暗号化する等の方法により、行うよう努めなければならない旨を規定する。</p> <p>本規定は、安全管理面での不備により個人情報の漏えい等が生じることで本人の権利利益が侵害されるようなことが生じないようにしようとする規定である。</p> <p>本規定に関しては、対応が甚しく杜撰な場合に、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象とすることについて考慮される。</p> <p>本規定は、個人情報保護法については、第二十条の規定に対応するものである。</p>	<p>② 公衆網により伝送する場合には、暗号化する等の方法により、行うよう努めなければならない旨を規定する。</p> <p>以上は、安全管理面での不備により個人情報の漏えい等が生じることで本人の権利利益が侵害されるようなことが生じないようにしようとする規定である。</p> <p>以上の規定のうち第十条から第十三条までの規定のいずれかに違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。第十四条の規定に関しては、対応が甚しく杜撰な場合に、上記処分等の対象とすることについて考慮される。</p> <p>以上の規定は、個人情報保護法第二十条の規定に対応するものである。個人情報保護法第七条の規定を受けて決定された個人情報保護基本方針6（1）③においても、個人情報の安全管理について、事業者の内部における責任体制を確保するための仕組みの整備について方針が決められており、本規定は、これにも対応するものである。</p>
<p>（委託先の選定）</p> <p>第十六条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを適正かつ確実に行うことができると認められる者の中から委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って、委託先を選定しなければならない。</p> <p>【趣旨】</p> <p>第十六条は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの取扱いについて委託を行う場合に、基準に従って、取扱いを適正かつ確実に行うことができると認められる者を委託先として選定しなければならない旨を規定する。</p> <p>適切な安全管理措置を、委託先の選定の面から確保しようとする規定である。</p> <p>また、委託先を選定する基準として、委託先の安全管理措置が、少な</p>	<p>（委託先の選定）</p> <p>第十六条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを適正かつ確実に行うことができると認められる者の中から委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って、委託先を選定しなければならない。</p> <p>【趣旨】</p> <p>第十六条は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの取扱いについて委託を行う場合に、基準に従って、取扱いを適正かつ確実に行うことができると認められる者を委託先として選定しなければならない旨を規定する。</p> <p>適切な安全管理措置を、委託先の選定の面から確保しようとする規定である。</p>

くとも個人情報保護法第二十条で求められるものと同等であることを確認するため、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて放送受信者等の個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報保護管理者が、適切に評価することが望ましい。

第十六条の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第二十条に規定する安全管理措置に対応するものである。

第十六条の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第二十条に規定する安全管理措置の一環たる委託先の選定について規定するものである。

(委託先の監督)

第十七条 受信者情報取扱事業者は、前条の場合は、その取扱いを委託された放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（次項において単に「委託を受けた者」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 (略)

【趣旨】

第十七条第一項は、放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない旨を規定する。また、その際、放送受信者等の個人データが漏えい、滅失又は毀損をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、必要かつ適切な措置を講じる旨を規定する。

適切な安全管理措置を、委託先の監督の面から確保しようとする規定である。

第十七条第一項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第二十二條の規定に対応するものである。

(委託先の監督)

第十七条 受信者情報取扱事業者は、前条の場合は、その取扱いを委託された放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（次項において単に「委託を受けた者」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 (略)

【趣旨】

第十七条第一項は、放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない旨を規定する。

適切な安全管理措置を、委託先の監督の面から確保しようとする規定である。

第十七条第一項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第二十二條の規定に対応するものである。

(委託先の監督)

第十七条 (略)

2 受信者情報取扱事業者は、前項の監督を行うに当たっては、委託を受けた者との契約において、次に掲げる事項を適正かつ明確に定めるとともに、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、当該契約の内容について、見直しを行わなければならない。

一 委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止のために講じる必要かつ適切な措置の内容

二 受信者情報取扱事業者及び委託を受けた者の責任に関する事項（委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの取扱いに関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨を含む。）

三 委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を再委託する場合における当該再委託に関する事項（当該委託を受けた者が、その取扱いを適正かつ確実にを行うことができると認められる者の中から再委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って、再委託先を選定する旨、再委託を行うに当たって、受信者情報取扱事業者への文書による事前報告を行う又は受信者情報取扱事業者の承認を求める旨及び当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う旨を含む。）

四 契約終了時の個人データの取扱いに関する事項

五 契約の内容を遵守しなかった場合の措置に関する事項

【趣旨】

第十七条第二項は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、委託先を監督するに当たり、委託先と

(委託先の監督)

第十七条 (略)

2 受信者情報取扱事業者は、前項の監督を行うに当たっては、委託を受けた者との契約において、次に掲げる事項を適正かつ明確に定めるとともに、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、当該契約の内容について、見直しを行わなければならない。

一 委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止のために講じる必要かつ適切な措置の内容

二 受信者情報取扱事業者及び委託を受けた者の責任に関する事項（委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの取扱いに関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨を含む。）

三 委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を再委託する場合における当該再委託に関する事項（当該委託を受けた者が、その取扱いを適正かつ確実にを行うことができると認められる者の中から再委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って、再委託先を選定する旨及び当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う旨を含む。）

【趣旨】

第十七条第二項は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、委託先を監督するに当たり、委託先と

の契約において、次に掲げる事項を適正かつ明確に定めるとともに、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施状況等を勘案しつつ、委託先との契約について見直すよう努めなければならない旨を規定する。

- ① 必要かつ適切な安全管理措置の内容
- ② 委託先において個人データを取り扱う者（委託先で作業する委託先の作業員以外の者を含む。）を明確にする等の受信者情報取扱事業者及び受託先の責任に関する事項（委託先において秘密を漏えいしてはならない旨を含む。）
- ③ 再委託に関する事項
委託を受けた者が、その取扱いを適正かつ確実に行うことができると認められる者の中から再委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って再委託先を選定する旨、再委託を行うに当たって、受信者情報取扱事業者への文書による事前報告を行う又は受信者情報取扱事業者の承認を求める旨及び当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う旨を含む。
また、委託先が再委託を行おうとする場合は、受信者情報取扱事業者（委託元）は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の放送受信者等の個人データの取扱い方法等について、定期的に監査を実施する等により、再委託先に対して監督を適切に果たすこと、再委託先が法第二十条に対する安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。
- ④ 契約終了時における個人データの破棄、返却等の取扱いに関する事項
- ⑤ 委託契約の内容が遵守されなかった場合の措置に関する事項（放送受信者等の個人データが漏えい等した場合の損害賠償に関する規定を明確にする旨を含む。）

本規定は、適切な安全管理措置を確保するための委託先の監督を行うためには、委託契約により、安全管理措置、委託先との責任関係、再委

の契約において、

- ① 必要かつ適切な安全管理措置の内容
- ② 受信者情報取扱事業者及び受託先の責任に関する事項（委託先において秘密を漏えいしてはならない旨を含む。）
- ③ 再委託に関する事項（委託先が基準に従って適正に再委託先の選定を行う旨、委託先が再委託先の必要かつ適切な監督を行う旨を含む。）

を適正かつ明確に定めるとともに、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施状況等を勘案しつつ、委託先との契約について見直すよう努めなければならない旨を規定する。

本規定は、適切な安全管理措置を確保するための委託先の監督を行うためには、委託契約により、安全管理措置、委託先との責任関係、再委

託先の選定・監督について担保することが重要であるため、これを行うとともに、その定期的な見直しを行うことを受信者情報取扱事業者に求めるものである。

また、委託された放送受信者等の個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

第十七条第二項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

個人情報保護法においては、第二十二条において委託先の監督に関する原則的な規定を設けており、同法第七条の規定を受けて決定された個人情報保護基本方針6(1)③においては、委託先の実効的な監督体制の確保についての方針が決められている。本規定は、これらに対応するものである。

託先の選定・監督について担保することが重要であるため、これを行うとともに、その定期的な見直しを行うことを受信者情報取扱事業者に求めるものである。

第十七条第二項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

個人情報保護法においては、第二十二条において委託先の監督に関する原則的な規定を設けており、同法第七条の規定を受けて決定された個人情報保護基本方針6(1)③においては、委託先の実効的な監督体制の確保についての方針が決められている。本規定は、これらに対応するものである。

(基本方針の策定及び公表)

第二十八条 受信者情報取扱事業者は、第五条の規定により講じられる措置、第八条の規定に基づく本人への通知又は公表の手続、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第二十六条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）、前条の規定により講じられる措置その他の放送受信者等の個人情報の取扱いに関する事項についての基本方針を定め、これを公表するよう努めなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定により定める基本方針に、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

- 一 第七条の規定に基づき取得される個人情報の取得元又はその取得方法をできる限り具体的に明記する旨

(基本方針の策定及び公表)

第二十八条 受信者情報取扱事業者は、第五条の規定により講じられる措置、第八条の規定に基づく本人への通知又は公表の手続、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第二十六条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）、前条の規定により講じられる措置その他の放送受信者等の個人情報の取扱いに関する事項についての基本方針を定め、これを公表するよう努めなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定により定める基本方針に、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

- 一 第七条の規定に基づき取得される個人情報の取得元又はその取得方法をできる限り具体的に明記する旨

二 第十六条の規定に基づく委託の有無及び委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める旨

三 本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に当該本人が識別される保有個人データの利用の停止又は消去に応じる旨

【趣旨】

(略)

また、第二十八条第二項は、個人情報保護基本方針6(1)②において、以下①、②及び③に関する規定が追加されたことを受け、次に掲げる事項についても基本方針に定め、これを公表するよう努めなければならない旨を規定したものである。

- ① 取得される個人情報の取得元又はその取得方法をできる限り具体的に明記すること
- ② 委託の有無及び委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること
- ③ 本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に当該本人が識別される保有個人データの利用の停止又は消去に応じること

これらの事項については、受信者情報取扱事業者に法的義務を課すものではなく、放送受信者等の権利利益の保護の観点から、個々の受信情報取扱事業者において可能な範囲での取組を求めるものである。

なお、③に関しては、例えば、事業者から本人に対して債務の弁済を督促するための文書を送付するような場合については、本規定の対象から外れるものであり、かかる行為を制限するものではない。

二 第十六条の規定に基づく委託の有無及び委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める旨

三 本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に当該本人が識別される保有個人データの利用の停止又は消去に応じる旨

【趣旨】

(略)

また、第二十八条第二項は、個人情報保護基本方針6(1)②において、以下①、②及び③に関する規定が追加されたことを受け、次に掲げる旨についても基本方針に定め、これを公表するよう努めなければならない旨を規定したものである。

- ① 取得される個人情報の取得元又はその取得方法をできる限り具体的に明記する旨
- ② 委託の有無及び委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める旨
- ③ 本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に当該本人が識別される保有個人データの利用の停止又は消去に応じる旨

これらの事項については、受信者情報取扱事業者に法的義務を課すものではなく、放送受信者等の権利利益の保護の観点から、個々の受信情報取扱事業者において可能な範囲での取組を求めるものである。

なお、③に関しては、例えば、事業者から本人に対して債務の弁済を督促するための文書を送付するような場合については、本規定の対象から外れるものであり、かかる行為を制限するものではない。